

静岡県東部地域における森林経営管理制度の伴走支援の取組
～伊東市を例として～

1 テーマの趣旨・目的

静岡県では、35市町のうち、令和6年度末までに22市町が森林経営管理の意向調査を実施したが、このうち経営



管理権集積計画の作成に至ったのは、18市町である。

平成31年4月に始まった森林経営管理制度は、今年で7年目を迎え、意向調査で「市町に管理を託したい」と回答があったものの、整備ができた森林が少ないことが課題となっている。林業の専門知識を持った市町職員が少ないことが要因の一つであり、負担軽減や林業普及指導員による支援が必要となっている。

県東部地域の12市町を所管する東部農林事務所は、森林経営管理制度を推進するため様々な伴走支援を行っている。今回は伊東市の事例を紹介する。

2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

(1) 現状

伊東市は伊豆半島の付け根の東に位置し、市の約45%が富士箱根伊豆国立公園区域に指定され、風光明媚な地域であり、全国有数の湧出量を誇る温泉を中心とした観光業が主要産業となっている。また、総面積のうち約55%を森林が占めているが、人工林率は約46%と県平均より低く、森林組合も不在で、林業は盛んではない。

森林・林業行政を所管するのは産業課であり、職員は多岐にわたる業務を担っているため、継続的な支援を求められている。

伊東市における森林経営管理制度の取組は、市全域を対象とした意向調査が完了したものの、令和4年度末ま

で集積計画が作成できず、「市に管理を託したい」との意向が示された森林の整備が急務となっていた。

(2) 取組内容

① 森林整備方針書、実施計画書の作成支援

伊東市森林整備計画で設定されている4区域について森林整備を行う優先度を検討するため、現地調査を行った。県森連に委託し、森林整備方針書及び実施計画書の作成をしていく中で、林業普及指導員として計画策定の優先度の設定等について助言を行った。

② 集積計画の作成支援

整備方針等の作成支援と併せて、森林経営管理制度の事務の流れを示したフロー図、集積計画の様式等のマニュアルの提供及び記載すべき事項等の作成を支援した。

③ 集積計画作成森林の森林整備実施支援

集積計画の公告を終えた森林の間伐を市が発注するに当たり、業者の選定方法に係る助言、設計・積算を簡単に行える支援ツール（チャートに従って面積等を入力すると設計書が出来上がるエクセル）の提供、現地調査への同行・助言などを行った（写真1）。



写真1 現地調査の様子

④ 「ふじのくに森林整備アドバイザー」の活用

いずれの支援についても、林業普及指導員が全て

の段階に立会うことは困難であるため、県の森林環境譲与税で運営している「ふじのくに森林整備アドバイザー」を派遣し、継続的な支援を行った（写真2）。

※「ふじのくに森林整備アドバイザー」：森林・林業に関する知識・経験を持った人材を、市町からの支援希望に応じて派遣し、市町が実施する森林環境譲与税の事業や森林経営管理制度の運用を支援する、本県独自の制度。



写真2 県AG、アドバイザーによる支援の様子

(3) 成果

林業普及指導員として、伴走支援した結果、令和5年度に伊東市で初となる集積計画を公告できた。また令和6年度には新たな森林で9.01haの集積計画を公告し、4.06haの間伐を実施することができた。

令和7年度も、更に面積を拡大した集積計画の作成及び森林整備を計画しており、継続的な取組につながっている（表1）。

年度	集積計画	森林整備
R5 (実績)	4.06 ha	—
R6 (実績)	9.01 ha	4.06 ha
R7 (計画)	12.50ha	7.16 ha

表1 伊東市における森林経営管理の取組

(4) 課題

林業普及指導員としての今後の課題は、以下のとおりである。

- ① 継続的に森林整備を実施できる体制の構築
- ② 森林所有者・共有者が不明な場合の探索
- ③ 伊東市のような成功事例の普及（横展開）
- ④ 更なる事業実施の効率化の推進

3 今後取組むべき内容

先述した課題に対応するため、今後取り組むべき内容は以下のとおりである。

- ① ふじのくに森林整備アドバイザーの活用
 - ・アドバイザーを異動しない職員に見立て、担当者が異動になった場合の引継ぎ補助に活用する（図1）。

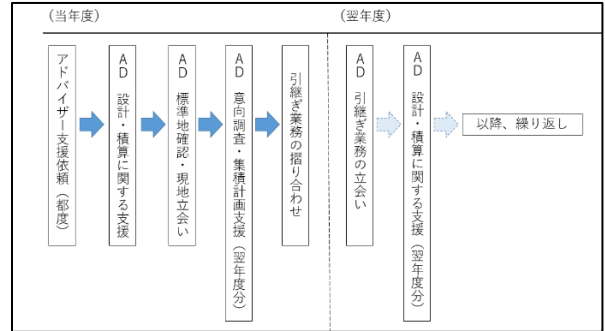


図1 業務引継ぎに関する支援のフロー

- ・これまで1度もアドバイザー派遣を受けていない市町の担当に他市町の支援現場への同席を促し、実際に受けられる支援を体験することで、利用を促進する。
- ② 森林経営管理法に基づく特例の適用
 - ・昨年度から共有者不明森林の特例措置活用を検討している管内他市の事例を参考に、必要に応じて特例措置を利用できるよう支援する。
 - ・経営管理法の改正による、共有林の権利設定に係る同意や、共有者不明森林等に権利設定をする場合の特例手続などの要件緩和を周知する。
 - ③ 事業説明会における担当職員への紹介等
 - ・年度当初に開催している「市町担当職員向け事業説明会」での取組市町担当者の声の紹介や上記アドバイザー支援制度の利用促進を通じて、集積計画の作成・森林整備の推進を図る。
 - ④ 「森林の集約化モデル地域実証事業」の普及
 - ・本年度、「森林の集約化モデル地域実証事業」により、森林のデジタルデータを活用し、情報共有と業務効率化に取り組んでいる管内他市の成果を普及し、更なる業務効率化の推進を図る。